

各ワーキング・グループ等で更に精査・検討を要する提案事項

平成 29 年 1 月 4 日から 1 月 31 日までに所管省庁から回答を得た提案事項について、規制改革推進会議ホットライン対策チームにおいて内容審査を行ったところ、更に精査・検討を要すると認めたものは次のとおり。

農業ワーキング・グループ関連

	区分 (案)	別添の該当 ページ
1. 農地転用許可制度の緩和について		1

医療・介護・保育ワーキング・グループ関連

	区分 (案)	別添の該当 ページ
1. 組換え DNA 技術を応用した生物を利用して製造され高度に精製された食品に係る安全性評価の考え方策定要望		2
2. 特定保健用食品の疾病リスク低減表示の見直し		3
3. 組換え DNA 技術を応用した生物を利用して製造され、高度に精製された食品に係る安全性評価の考え方の策定		4
4. 各市区町村の保育所入所にかかる各種証明書の記載項目の統一化		5
5. 高度精製品の「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査」免除や安全性評価方法の国際調和		6
6. 「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」の 18 歳以上の臨床試験データ利用に対する要望		7
7. カルシウム含有成分が機能性表示食品制度の対象外とされている問題について		8
8. 機能性表示食品制度における機能性の科学的根拠を説明する資料としての観察研究の取扱いについて		9
9. 「機能性表示食品制度における科学的根拠論文の適用拡大」による機能性食品産業の活性化		10

投資等ワーキング・グループ関連

	区分 (案)	別添の該当 ページ
1. 国土交通省「i-Construction」施策推進に向けた電子納品のクラウド化		11
2. 飛行禁止エリアにおける小型無人機の排除権限の民間開放		12
3. 労務手続のワンストップサービス化		13
4. 環境法令全般における、各定期報告の一元的な申請体制の構築		14
5. 発電事業登録・特定送配電事業登録における登録プロセスの簡略化・効率化		15
6. 入札制度について		16
7. 銀行が保有する不動産の賃貸に係る要件緩和		17
8. グループベースのシステム一括調達・施設共用		18

	区分 (案)	別添の該当 ページ
9. 銀行系リース会社による不動産オペレーティングリースの解禁		20
10. 銀行グループへの IFRS の任意適用の解禁		21
11. 銀行単体に対する自己資本比率規制、開示規制の免除		22
12. 貿易金融に係る信用リスク・アセット額の計測方法に関する規制緩和		23
13. 法定調書に係るデータを所轄税務署宛て提出する際の事務手続きの簡素化		24
14. 固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の書式・フォームの統一		26
15. 住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の書式・フォームの統一		27
16. IOT における 900MHz 周波数帯のオープン化幅拡大		28
17. ふるさと融資の連帯保証における民間金融機関の範囲拡大		29
18. 浄化槽保守点検費用と法定検査費用の一本化		30

本会議関連

	区分 (案)	別添の該当 ページ
1. 民泊サービス(戸建住宅等を活用した宿泊サービスの提供)における消防法の取扱いについて		31
2. きめ細かい輸配送網を提供する為の新規出店台数規制の撤廃		33
3. 旅客と貨物混載運送を可能とする制度の新設に向けて		34
4. イベント民泊ガイドラインの見直しについて		35
5. 第二種運転免許取得資格の緩和		36

- 「 」: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- 「 」: 再検討が必要(「 」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- 「 」: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に対する所管省庁の回答

農業ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 28 年 11 月 29 日

所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日

提案事項	農地転用許可制度の緩和について
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>・農地について、転用許可期間の緩和、リース会社の農地賃借（転貸）を認めること。</p> <p>【提案理由】</p> <p>農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置し、農業と発電事業を同時に行う「ソーラーシェアリング」の取り組みにおいて、農地の一時転用許可を行う必要がある。</p> <p>一方、農地の転用許可の条件の一つとして「転用期間が3年更新」とされており、転用許可の未更新リスクが懸念される。農地を有効活用するために、例えば、転用期間をリース期間や固定価格買取期間（20年）と同一とする等の措置が望まれる。</p> <p>設備（農業用設備）と土地（農地）を一体でリースすることにより、営農者にとって契約行為やリース料支払の負担軽減につながる。現状では、農地の賃借が一般法人にも認められたものの、賃借人自らが農業を営む必要があり、設備と土地を一体で営農者にリースすることができない。</p>
提案主体	(公社)リース事業協会

	所管省庁：農林水産省
制度の現状	<p>転用許可期間の緩和</p> <p>農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合には、当該支柱部分について、農地法に基づき一時転用許可を受けることが必要です。</p> <p>農地の賃借</p> <p>一般企業が農地を賃借する場合には、次の要件を満たす必要があります。</p> <p>ア 農地の全てを自らが効率的に利用すること</p> <p>イ 一定の面積を経営すること（都府県50a以上、北海道2ha以上）</p> <p>ウ 周辺の農地利用に支障がないこと</p> <p>エ 賃借契約に解除条件が付されていること</p> <p>オ 地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと</p> <p>カ 役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事すること</p>
該当法令等	農地法施行令第4条、第11条 農地法第3条第2項
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>転用許可期間の緩和</p> <p>1. 営農型発電設備の設置に係る一時転用許可は、下部の農地において営農が適切に継続されることを前提としたものであり、このことを確認するため、その期間を3年間としています。</p> <p>2. この期間を延長することについては、下部の農地で営農が適切に継続されているかどうかを定期的に確認することが困難となるため、不相当であると考えます。</p> <p>3. なお、一時転用許可期間内に、下部の農地での農作物の収量等からみて営農が適切に継続されていると判断されれば、再度の一時転用許可は可能です。</p> <p>4. 今後、再度の一時転用許可がなされなかった事案に関する情報を提供すること等により、営農型発電に係る一時転用許可について、より一層理解が進むよう取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>農地の賃借</p> <p>農地は、国内の農業生産の基盤として国民のための限られた資源であることから、その有効利用を確保するため、農地を効率的に利用する耕作者に限って権利取得を認めています。リース目的での農地の権利取得は、農地の効率的な利用が担保されないため、認められません。</p>

区分(案)

提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護・保育ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 28 年 11 月 29 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	組換え DNA 技術を応用した生物を利用して製造され高度に精製された食品に係る安全性評価の考え方策定要望
具体的内容	<p>組換え DNA 技術により得られた食品は、食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）」において厚生労働大臣が定める安全性審査を経たものでなければならないと定められている。</p> <p>厚生労働省は、同告示に基づき遺伝子組換え食品等について品目ごとに食品安全委員会の意見を聴き安全性審査を行っている。そのうち、アミノ酸等の組換え微生物を利用して製造され最終産物が高度に精製された非タンパク質性（以下、高度精製）の添加物については、食品安全委員会にて「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（附則）に基づき審議され本則での安全性確認が必要ない場合には「遺伝子組換え添加物に該当しないとみなす」取扱いを行っている。同審査で安全性確認済みの高度精製添加物は 44 品目あり、実績が集積されている。</p> <p>一方、食品には製造過程や最終産物の品質が高度精製添加物と同等の高度精製品であっても遺伝子組換え食品（微生物）（本則）の評価方法しかない現状がある。高度精製食品は欧米では組換え食品に該当しない。日本も国際協調の観点からも遺伝子組換え食品に該当しないと見なされるために本則評価でなく高度精製添加物と同様に附則による評価が必要である。</p> <p>食品は添加物とは異なり、様々な形態のものがあるが高度精製食品に該当するものは高純度の化合物におのずと限定され、高度精製添加物と同様、非タンパク質性のものでかつアミノ酸、核酸、ビタミン、糖類等が申請対象になると想定される。食品の規格は企業の自主規格である点は添加物と異なるが、当該食品と生化学的、栄養・生理学的に類似し、かつ使用実態や安全性情報が類似した添加物の公定書規格を引用する等で、当該食品の自主規格の妥当性も食品安全委員会において評価しうると考える。</p> <p>なお「医薬品的効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）」の食品衛生法上の取り扱いの改正について、「別添（4）（5）」記載の成分本質（原料）には、微生物を利用し製造された非タンパク質性のもが多く存在し将来的に組換え微生物を利用し製造された多くの高度精製食品の市場導入が想定されるため、食品産業における技術発展の観点からも、ぜひとも早期の附則策定を検討頂きたい。</p>
提案主体	国際アミノ酸科学協会

	所管省庁： 内閣府、厚生労働省
制度の現状	<p>遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品又は添加物については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）及び組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續（平成 12 年厚生省告示第 233 号）に基づき、品目ごとに厚生労働省が食品安全委員からの意見を聴いた上で、その安全性について審査を行っています。</p> <p>食品安全委員会が実施している遺伝子組換え添加物や食品のリスク評価においては、安全性が確認された既存の添加物や食品と比較し、その安全性が同等以上であるかを確認します。</p> <p>添加物に関しては、厚生労働省では、食品衛生法に基づき、公衆衛生の見地から、成分規格を設定するなどの管理措置を取っています。食品安全委員会では、この管理措置を前提とし、遺伝子組換え添加物のうち、高度に精製され、かつ非タンパク質性の添加物については、本規格を満たす既存の添加物と同等の精製度であるか等、通常よりも評価項目を絞った評価を行っており、この考え方について「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方（平成 17 年 4 月 28 日食品安全委員会決定）」という附則を定めています。本附則により安全性評価が終了した添加物が、いわゆる高度精製添加物と呼ばれているものです。一方、遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品については、遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準（平成 20 年 6 月 26 日食品安全委員会決定）により、その安全性を評価する仕組みとなっております。</p>
該当法令等	食品衛生法
対応の分類	その他
対応の概要	御提案のいわゆる高度精製食品については、食品と添加物ではその取扱いに異なる部分があることから、摂取量や摂取形態等を勘案し、高度精製添加物と同様の安全性審査の方法をとれるかどうかを含め、リスク管理機関である厚生労働省及びリスク評価機関である食品安全委員会が連携し、当面は、個別の事例において対応していくことを検討しております。

区分（案）

提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護・保育ワーキング・グループ関連

番号：2

受付日：平成 28 年 11 月 29 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	特定保健用食品の疾病リスク低減表示の見直し
具体的内容	<p>特定保健用食品(トクホ)の疾病リスク低減表示は、カルシウムによる骨粗しょう症リスク低減表示と葉酸による神経管閉鎖障害のリスク低減表示の2項目のみが規格化されている。</p> <p>欧州食品安全機関(EFSA)の健康強調表示としては高齢者の運動器機能に関し、ビタミンDが骨折の危険因子である転倒のリスクを減らす旨、クレアチンが運動併用時の筋力を高める旨の2つを承認している。これに倣い、例えば「ビタミンDは高齢者の転倒による骨折のリスクを低減します」、「クレアチンは運動との併用で高齢者の筋力を維持し、フレイル状態を回避し、ロコモティブシンドロームに陥るリスクを低減します」等の疾病リスク低減を表示したトクホがあれば介護予防のために役立つことが期待できる。</p> <p>また、血管内皮機能の低下は様々な血管疾患を引き起こす前兆である。血管疾患は、脳で起これば脳血管疾患となり身体機能障害や認知症に繋がる上、様々な後遺症が残る場合が多く、認知症の患者数は年々増加している。従って血管内皮機能を維持することができれば、血管疾患発症リスクの低減に役立つと考えられる。EFSAでも心疾患などの血管疾患発症リスク低減を期待した「本来の血管機能をサポートする」、「健康な血管を保つ」旨の表示がくるみで承認されている。このような表示もまたトクホにすることで介護予防への寄与が期待できる。</p> <p>トクホの疾病リスク低減表示がカルシウムと葉酸についてのみ規格化されている理由の一つとして、新規申請に必要な科学的根拠に求められる要件が高度かつ多様である事が挙げられる。食品や成分の摂取と疾病リスク低減との因果関係を観察研究等で実証するためには通常の特保申請に必要とされる以上に多大な時間と費用が必要であることが障壁となり、一企業が実行する事は非常に困難である。それ故、国民の健康維持・増進、とりわけ高齢者の健康寿命延伸に資するべく、トクホの疾病リスク低減表示制度を見直すことを要望する。具体的には国や公的研究機関が食品や成分と要介護状態の要因(脳血管疾患、認知症、フレイル、関節疾患、骨折・転倒、心疾患など)との因果関係について科学的根拠を確立し、それをもって規格基準化することにより活用し易い制度とする事を提案する。</p>
提案主体	(公財)日本健康・栄養食品協会

	所管省庁：消費者庁
制度の現状	「特定保健用食品の表示許可等について(平成26年10月30日付け消食表第259号)別添4 特定保健用食品における疾病リスク低減表示について」において、疾病リスク低減表示が認められている成分として、カルシウム及び葉酸が挙げられています。
該当法令等	健康増進法、特定保健用食品の表示許可等について(平成26年10月30日付け消食表第259号)
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	<p>「カルシウムと骨粗鬆症」及び「葉酸と胎児の神経管閉鎖障害」以外の関与成分について申請するにあたり、求めているエビデンスの考え方は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的または国内において、複数の疫学的研究があること。疫学的研究については、試験デザイン、研究の質等から見て、十分な科学的根拠であると判断されるものであること。また、介入研究だけでなく、観察研究も存在すること。 ・原則として、コクランデータベースに掲載されている等、複数の疫学的研究をメタアナリシスした論文があること。例外となるのは、既に多くの諸外国において一致した公衆衛生政策がとられており、その根拠となる疫学的研究が共通していることが示された場合等が考えられる。 ・当該関与成分と疾病の関係が、諸外国で疾病リスク低減表示の対象となっている場合は、その表示が限定的(条件付き)でないこと。 <p>これらの条件はカルシウム及び葉酸と同等にエビデンスが確立していると判断するための最低条件であると考えています。また介入研究にあっては、「介入研究だけでなく、観察研究も存在すること」としており、必ずしも申請者が介入研究を実施することを前提としたものではありません。以上より、現行の制度において疾病リスク低減表示を認める新たな関与成分の申請を妨げているものではないことから、制度見直しの必要はないと考えています。</p>

区分(案)

提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護・保育ワーキング・グループ関連

番号：3

受付日：平成 28 年 11 月 29 日 所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日 回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日

提案事項	組換え DNA 技術を応用した生物を利用して製造され、高度に精製された食品に係る安全性評価の考え方の策定
具体的内容	<p>(具体的内容)</p> <p>遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク性食品について安全性評価の考え方 (附則) を策定して欲しい。</p> <p>(提案理由)</p> <p>「組換え微生物を利用して製造され、最終産物が高度に精製された非タンパク性」(以下、「高度精製」) の食品は、海外の多くでは組換え規制の対象外であり、組換え食品に該当しないが、国内では組換え操作を含む製法で作られたものは最終産物に組換え体を含まないものであっても安全性審査の対象となる。現在、高度精製「添加物」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の下、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方 (附則) 」に則って安全性審査を経たものは、遺伝子組換え食品に該当しないと見なされる。しかし、高度精製「食品」については、食品安全委員会は、製造で用いた微生物を最終的に全て取り除いた産物を想定した安全性の考え方を有しない。高度精製食品が対象となる「遺伝子組換え食品 (微生物) の安全性評価基準」には、「多岐に亘る遺伝子組換え食品 (微生物) を一律の基準で評価することが困難な場合には、個別に「安全性の考え方」を追加して評価を行うことも必要とされる」と明記されているにも関わらず、現状は最終産物に組換え体を含む食品と同様、本則による審査を経たのち、「遺伝子組換え食品として安全である」との認可を受けることになり、国際基準との大きな離れがある。そのため、今やバイオ産業が大きな技術革新を見せ、種々の食品生産が組換え微生物発酵で可能となっている昨今も、一件の申請も本則で評価を終えていないのが実情である。「高度精製食品の安全性の考え方」がない実情は、国内食品産業の発展阻害、ひいては国民が食品を安く購入する機会の消失を生んでいるとの懸念がある。さらには、高度精製品が組換え規制の対象か否かを判断する術がなく、国内の規制を十分理解せず輸入された違反品を取り締まることは困難である。以上より、国内の規制を遵守する企業を支える観点からも、高度精製食品の安全性審査の枠組み作り (安全性評価の考え方 (附則) の策定) を早期に行って頂きたい。</p>
提案主体	日本バイオ産業人会議

	所管省庁： 内閣府、厚生労働省
制度の現状	<p>遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品又は添加物については、食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号)、食品、添加物等の規格基準 (昭和 34 年厚生省告示第 370 号) 及び組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續 (平成 12 年厚生省告示第 233 号) に基づき、品目ごとに厚生労働省が食品安全委員からの意見を聴いた上で、その安全性について審査を行っています。</p> <p>食品安全委員会が実施している遺伝子組換え添加物や食品のリスク評価においては、安全性が確認された既存の添加物や食品と比較し、その安全性が同等以上であるかを確認します。</p> <p>添加物に関しては、厚生労働省では、食品衛生法に基づき、公衆衛生の見地から、成分規格を設定するなどの管理措置を取っています。食品安全委員会では、この管理措置を前提とし、遺伝子組換え添加物のうち、高度に精製され、かつ非タンパク質性の添加物については、本規格を満たす既存の添加物と同等の精製度であるか等、通常よりも評価項目を絞った評価を行っており、この考え方について「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方 (平成 17 年 4 月 28 日食品安全委員会決定) 」という附則を定めています。本附則により安全性評価が終了した添加物が、いわゆる高度精製添加物と呼ばれているものです。一方、遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品については、遺伝子組換え食品 (微生物) の安全性評価基準 (平成 20 年 6 月 26 日食品安全委員会決定) により、その安全性を評価する仕組みとなっております。</p>
該当法令等	食品衛生法
対応の分類	その他
対応の概要	御提案のいわゆる高度精製食品については、食品と添加物ではその取扱いに異なる部分があることから、摂取量や摂取形態等を勘案し、高度精製添加物と同様の安全性審査の方法をとれるかどうかを含め、リスク管理機関である厚生労働省及びリスク評価機関である食品安全委員会が連携し、当面は、個別の事例において対応していくことを検討しております。

区分 (案)

提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護・保育ワーキング・グループ関連

番号：4

受付日：平成 28 年 11 月 30 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	各市区町村の保育所入所にかかる各種証明書の記載項目の統一化
具体的内容	<p>市区町村毎に提出が求められている保育所入所に係る証明書（就労証明書・育児休業証明書・復職証明書等）のフォームについて、提出者の事務負担軽減を図るべく、簡素化・統一化を図る。</p> <p>本要望は、「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年6月2日閣議決定）における工程表の中で、「保育記録や運営費申請等の書類の簡素化・自治体間のバラツキを解消する」とされている施策の対象である。したがって早期に実現する方向で、スケジュールを明確化して取り組むべきである。</p> <p>なお、本要望が一億総活躍施策の対象外であった場合も、自治体間のバラツキ解消等は保育サービス利用者の負担軽減を通じ「一億総活躍」に寄与すると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度より施行された子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、施設型給付及び地域型保育給付を行うこととされている。保育の必要性認定に当たっては(1)事由（保護者の就労、疾病など）、(2)区分（保育標準時間、保育短時間の2区分）について国が基準を設定しているが、実際の運用に当たっては、国が設定する基準をさらに細分化、詳細設定を行うなど、各市町村における実情を踏まえつつ、個々に設定している。 保育所入所に係る各種証明書について、現状では市区町村毎に異なる汎用フォームが提供されており、必要記入項目、項目定義等、内容がそれぞれ異なっているケースが存在する。そのため、証明書の記入・発行にあたり、フォームごとに異なる必要項目・項目定義の確認、情報検索を1件ずつ行う必要がある。こうした作業は、企業側に多大な負担となっている。また、サービス利用者にとっても負担となるケースが発生している。 フォームの簡素化・統一化が図られれば、当該作業のシステム化は容易となり、企業側の負担を大きく削減できる。今後、育児をしながら仕事をする人がさらに増加すると見込まれ、各種証明書発行件数の増加も考えられ、フォームの簡素化・統一化に早急に取り組むべきである。なお、簡素化の上統一が望ましいものの、仮にそれらが困難な場合は簡素化より統一化を優先いただきたい。即ち、昨年回答で「保育の実施主体である市町村が地域の実情に鑑みて適切に実施」している点も考慮し、個々の自治体による判断が損なわれぬよう記載項目の拡大も含めご検討賜りたい。
提案主体	(一社)日本損害保険協会

	所管省庁： 内閣官房、内閣府、厚生労働省
制度の現状	<p>平成 27 年度より施行された子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、施設型給付及び地域型保育給付を行うこととしています。</p> <p>保育の必要性認定に当たっては 事由（保護者の就労、疾病など） 区分（保育標準時間、保育短時間の2区分）について国が基準を設定しています。</p> <p>しかしながら、実際の運用に当たっては、国が設定する基準をさらに細分化、詳細設定を行うなど、各市町村における実情を踏まえつつ、適切に運用いただいています。</p>
該当法令等	子ども・子育て支援法、児童福祉法
対応の分類	検討に着手
対応の概要	<p>政府においては、保育の「支給認定申請書」及び「保育施設等利用申込書」について、平成 29 年 9 月以降の申請・申込からオンラインでの提出が可能とすることとしています。添付される就労証明書についても電子入力可能な様式の提供を検討しており、様式の項目や手続について、全市町村を対象とした調査を内閣官房を中心に実施しているところです。調査結果を踏まえながら、各種証明書の記載項目の簡素化・統一化についても検討してまいります。</p>

区分（案）

提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護・保育ワーキング・グループ関連

番号：5

受付日：平成 28 年 11 月 30 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	高度精製品の「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査」免除や安全性評価方法の国際調和
具体的内容	<p>現在国内では、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品及び添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性」(以下、「高度精製」)の食品及び食品添加物も、「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査」を受けなければならない。</p> <p>しかし諸外国では、最終産物に組換え体を含まない高度精製品は規制の対象外となっている。</p> <p>高度精製添加物については、国内でも、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方(平成 17 年 4 月 28 日食品安全委員会決定)」に従って安全性が確認されたものは、「遺伝子組換え添加物に該当しない」との通知を受けることが可能なため、安全性審査の対象ではあるものの最終的な判断は海外との齟齬がない。</p> <p>一方で、高度精製食品については、安全性評価を行う食品安全委員会に添加物と同様の安全性評価の考え方が存在しないため、現状では「最終産物に組換え体を含む食品」と同様、本則での評価方法しか整備されておらず、その結果、「遺伝子組換え食品」として安全かどうかの審査を受けることとなり、海外規制との大きな乖離がある。</p> <p>本来高度精製品は、製造工程で組換え微生物を用いてはいるが、その品目自体は純粋な化合物であり、EU や米国と同様に規制の対象外とするのが適切であると考え、組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続き(平成 12 年厚生省告示第 233 号)に従うのであれば、せめて高度精製食品も「遺伝子組換え食品に該当しない」との判断が可能な安全性評価の枠組みがあってしかるべきである。</p> <p>「遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準」の中でも、「多岐に亘る遺伝子組換え食品(微生物)を一律の基準で評価することが困難である場合もあり、食品の製法及び性状等に応じて個別に追加された「安全性評価の考え方」に基づき安全性評価を行うことも必要とされる」と書かれており、高度精製食品の安全性評価の考え方(附則)を作る素地は十分にある。</p> <p>高度精製品は、組換え技術応用品か否かの検出が非常に困難であり、違反品の取り締まりが難しい実態からも、法律を遵守する企業に不利益が生じないよう適切な評価枠を作って頂くことを強く要望すると共に、安全性評価の実績が積まれた暁には組換え規制から除外されることを期待する。</p>
提案主体	(一社)国際栄養食品協会

	所管省庁： 内閣府、厚生労働省
制度の現状	<p>遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品又は添加物については、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)及び組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成 12 年厚生省告示第 233 号)に基づき、品目ごとに厚生労働省が食品安全委員からの意見を聴いた上で、その安全性について審査を行っています。</p> <p>食品安全委員会が実施している遺伝子組換え添加物や食品のリスク評価においては、安全性が確認された既存の添加物や食品と比較し、その安全性が同等以上であるかを確認します。</p> <p>添加物に関しては、厚生労働省では、食品衛生法に基づき、公衆衛生の見地から、成分規格を設定するなどの管理措置を取っています。食品安全委員会では、この管理措置を前提とし、遺伝子組換え添加物のうち、高度に精製され、かつ非タンパク質性の添加物については、本規格を満たす既存の添加物と同等の精製度であるか等、通常よりも評価項目を絞った評価を行っており、この考え方について「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方(平成 17 年 4 月 28 日食品安全委員会決定)」という附則を定めています。本附則により安全性評価が終了した添加物が、いわゆる高度精製添加物と呼ばれているものです。一方、遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品については、遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準(平成 20 年 6 月 26 日食品安全委員会決定)により、その安全性を評価する仕組みとなっております。</p>
該当法令等	食品衛生法
対応の分類	その他
対応の概要	御提案のいわゆる高度精製食品については、食品と添加物ではその取扱いに異なる部分があることから、摂取量や摂取形態等を勘案し、高度精製添加物と同様の安全性審査の方法をとれるかどうかを含め、リスク管理機関である厚生労働省及びリスク評価機関である食品安全委員会が連携し、当面は、個別の事例において対応していくことを検討しております。

区分(案)

提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護・保育ワーキング・グループ関連

番号：6

受付日：平成 28 年 11 月 30 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」の 18 歳以上の臨床試験データ利用に対する要望
具体的内容	<p>機能性表示食品制度は科学的根拠に基づく機能性を有することを前提に食品の表示が認められる企業の届出による表示制度である。しかし、従来の特定保健用食品、栄養機能食品とは異なり、対象者から未成年を除く旨が定義されている。未成年は、民法では 20 歳未満とされているため、試験対象者を 18 歳以上としている臨床試験論文は科学的根拠には使用できない。科学的な観点では、身体的な成熟度合いは 20 歳と 18 歳の差は無いと思われる。このことから、科学的根拠を広く収集して信頼性を高めるという点から、本制度において 18 歳以上の健常者を被験者とした臨床試験も科学的根拠として使用が認められるべきであると考えに至った。</p> <p>「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」によれば、本制度の対象者は『疾病に罹患していない者（未成年、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を除く。）』とある。そして臨床試験の参加者および研究レビューの対象となる臨床試験に係る対象者の考え方においても「原則として」同様の基準とすることが記載され、運用においても試験対象者が 18 歳以上であるデータは除く指導が消費者庁によりなされている。しかしながら、未成年の内 18、19 歳については 20 歳以上と身長や体重に統計的な差はみられず、他にも身体的に同等とみなされることから、科学的根拠に 18、19 歳の臨床データを健常者のデータとして加えるべきである。また、臨床試験報告などにおいて、大学が中心となって実施される試験では、18、19 歳の被験者が含まれる例も多い。身体的に同等である、18、19 歳のデータを臨床試験論文として除外することがバイアスとなり、安全性や機能性に関する科学的根拠の精度が下がることに繋がる可能性がある。このため、研究レビューの対象となる臨床試験に係る対象者に関しては、18、19 歳まで含めることを要望する。</p>
提案主体	(一社)健康食品産業協議会

	所管省庁：消費者庁
制度の現状	食品表示規準において、機能性表示食品の対象者は疾病に罹患していない者（未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を除く。）とされています。
該当法令等	食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号） 機能性表示食品の届出等に関するガイドライン（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	機能性表示食品は、未成年者を対象とした食品ではないことから、機能性表示食品の届出等に関するガイドライン（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）において、臨床試験の参加者及び研究レビューの対象となる臨床試験に係る対象者の考え方については、原則として未成年者を除くこととしています。本制度は、事業者の責任において届け出るものであることから、機能性の科学的根拠として適切な資料を事業者の責任で届け出ることができるものであり、18 歳及び 19 歳の者を含むことについて適切に考察されている場合は、一律に 18 歳及び 19 歳の者が含まれる届出資料を対象外とはしていません。現在の届出資料においても 18 歳及び 19 歳の者が含まれる届出資料は存在します。従って、ガイドラインの見直しの必要はないと考えています。

区分（案）

提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護・保育ワーキング・グループ関連

番号：7

受付日：平成 28 年 11 月 30 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	カルシウム含有成分が機能性表示食品制度の対象外とされている問題について
具体的内容	<p>【背景】 食品の健康機能を表示するための機能性表示食品制度において、カルシウムを含む食品表示基準別表第 9 の第 1 欄に掲げる成分（以下、「別表第 9 の成分」と略す）は機能性関与成分となり得ない旨が「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」で示されている。また、カルシウムを含むミネラルについては健康・栄養政策との整合性の観点、他の制度（栄養機能食品等）との関係を踏まえ、引き続き対象外とする議論がされている。</p> <p>一方、歯の健康維持は国民の健康維持・増進に深く寄与するだけでなく、国の医療費削減にもつながる大きな課題であり、医療以外の予防的アプローチも重要である。</p> <p>【問題の所在】 類似の制度である特定保健用食品制度においては、歯の健康維持に関わる食品が多数許可されている。その中には、むし歯になる前の状態を元の健康な状態に戻す「再石灰化」に必要な「カルシウム」を歯に補うためのカルシウム含有成分が関与成分であるものが複数存在する。</p> <p>通常のカルシウムは胃酸で溶解した後、腸で吸収されて骨形成などの機能を発揮する。一方、歯の再石灰化では唾液に溶解したカルシウムのみが直接用いられるという点で、通常の栄養素とは異なり作用機序に特殊性がある。そこで通常のカルシウムよりも唾液に良く溶ける特別なカルシウム素材や複合物が工夫され、特定保健用食品に用いられている。それらは十分な科学的根拠を有する。カルシウム素材含有ガムを仮に一度に一パック摂取してもカルシウム量は 20mg 以下で耐容上限量 2,500mg には届かない。</p> <p>機能性表示食品制度では、別表第 9 の成分としてこれらのカルシウムを含む成分を機能性関与成分として届出をすることができない。また、カルシウム量としては摂取量が微量のため現在の栄養機能食品制度の対象にもならない。その結果、国民の歯の健康維持に資する食品を速やかに供給する機会が狭められている。</p> <p>【要望】 難消化性デキストリンのように特定保健用食品の関与成分に用いられる成分は別表第 9 に該当の成分であっても機能性表示食品の成分として認められていることから、十分な科学的根拠を有する成分は、特定保健用食品の場合と同様に機能性表示食品の成分として認められるべきであり、別表第 9 の成分という理由のみで機能性表示食品制度の対象外とされるべきではない。</p>
提案主体	口腔保健用機能性食品研究会

	所管省庁：消費者庁
制度の現状	健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食事摂取基準に基準が策定されている栄養素を含め、食品表示基準別表第 9 の第 1 欄に掲げる成分は機能性関与成分の対象外とされています。
該当法令等	食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号） 機能性表示食品の届出等に関するガイドライン（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）
対応の分類	対応不可
対応の概要	食品表示基準別表第 9 の第 1 欄に掲げる成分の取扱いについては、平成 28 年 1 月より「機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会」を開催し、12 月に報告書を公表したところです。同報告書において、別表第 9 の第 1 欄に掲げられる糖質、糖類の一部は、機能性関与成分として取扱うことが適当であるとの方向性が示されました。一方、カルシウムを含むミネラル及びビタミンの取扱いについては、過剰摂取の懸念及び健康・栄養政策との整合性の観点、他の制度との関係を踏まえ、現時点において本制度の対象とはせず、栄養機能食品制度において別途検討するとの方向性が示されました。

区分（案）	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護・保育ワーキング・グループ関連

番号：8

受付日：平成 28 年 11 月 30 日

所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日

提案事項	機能性表示食品制度における機能性の科学的根拠を説明する資料としての観察研究の取扱いについて
具体的内容	<p>平成 27 年 4 月 1 日よりスタートした機能性表示食品制度において、機能性表示食品の届出等に関するガイドライン（以下、ガイドライン）には、表示しようとする機能性の科学的根拠を説明する研究レビューの対象文献として、サプリメント形状の加工食品以外のその他加工食品及び生鮮食品に関しては、臨床試験だけでなく観察研究の文献が使用できることが示されている。</p> <p>食品の機能性関与成分に関する観察研究は、日常の食事から摂取する機能性関与成分の影響を評価し得る研究手法であり、公衆衛生上も重要な科学的根拠となる。そのため、正しい日常の食生活を前提とした機能性表示食品の利用という点において、観察研究は本制度の科学的根拠として合致しており、その研究情報の利用が本制度において制度開始から認められたことは適切である。</p> <p>ところが、本制度開始後 1 年半以上が経過しても観察研究を機能性の科学的根拠とする機能性表示食品は存在しない。その理由は、日常の食事から摂取する機能性関与成分の影響を観察研究で評価する場合、一般的にアウトカム評価項目が疾患の発症の有無あるいは疾患に関連する指標の変化となるので、届出しても受理されないためである。</p> <p>しかし、ガイドラインには前向きコホート研究ではアウトカム評価時、症例対照研究では調査開始時において対象者が疾患に罹患した状態であってもよいと記載があり、観察研究のアウトカム評価項目が疾患に関連する項目となることは研究上の必然として想定されていると思われる。</p> <p>そこで、本制度における観察研究の利用を促し、日常の正しい食事を基本とした機能性表示食品による健康の維持・増進を進めるため、表示しようとする機能性の科学的根拠として観察研究を使用する場合、アウトカム評価項目が疾患に関連する指標となり得ることをガイドライン上に明記するべきと提案する。</p> <p>具体的には、「観察研究の対象者については、前向きコホート研究ではアウトカム評価時、症例対照研究では調査開始時は疾病に罹患した状態であり、評価項目が疾患に関連する項目であってもよいが、前向きコホート研究では追跡期間開始時点、症例対照研究では過去の時点（調査対象時点）において、それぞれ疾病に罹患していないことが医師（当該分野を専門とする医師が望ましい。）によって認められた者であることを原則とする。」とガイドライン p32 に加筆することを提案する。</p>
提案主体	健康と食品懇話会

	所管省庁：消費者庁
制度の現状	食事摂取基準において、機能性表示食品の対象者は疾病に罹患していない者（未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を除く。）とされています。
該当法令等	食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号） 機能性表示食品の届出等に関するガイドライン（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	機能性表示食品制度は、健康の増進の維持及び増進に役立つことを表示する制度であり、機能性の科学的根拠として適切な資料を事業者の責任で届け出ることができるものです。ご指摘のとおり、前向きコホート研究及び症例対照研究におけるアウトカム評価項目に疾患に関連する項目が含まれる可能性があることは当然であり、現行のガイドラインにおいて対応は可能であると考えています。

区分（案）	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

番号：9

医療・介護・保育ワーキング・グループ関連

受付日：平成 28 年 12 月 22 日

所管省庁への検討要請日：平成 29 年 1 月 16 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日

提案事項	「機能性表示食品制度における科学的根拠論文の適用拡大」による機能性食品産業の活性化
具体的内容	<p>食品表示法の改正（第 4 条：食品表示基準）により、新たな機能性表示制度が導入され、企業は自らの責任において、科学的根拠を基に、従来の特定保健用食品より簡便な手続で、また栄養機能食品よりも広い範囲の食品について、機能性表示を行うことができるようになった。</p> <p>同制度においては、食品成分の機能性に関する科学的根拠を示す論文が必要となるが、一部例外を除き完全な健常者のデータしか使用できず、疾病に罹患している者のデータを一部でも含む論文は根拠としての使用が禁止されている。</p> <p>しかし、国内外の食品成分の機能性に関する研究では、臨床試験の被験者に疾病に罹患している者を含んでいるものが多く、それらの研究成果が活用されていないため、機能性食品産業の発展に結び付いていない。さらに、企業は十分な科学的根拠を情報提供することができず、同制度は消費者の自主的かつ合理的な食品選択に十分に資することができていない。</p> <p>また、諸外国の機能性表示制度でこのような厳格な規制を設けているものは見当たらず、健康の維持や増進効果を示す科学的根拠として、疾病に罹患している者を含むデータを用いることは特に問題とされていない。最も厳格な欧州連合における EFSA ガイダンスにおいても、ヘルスクレーム対象の集団を代表する被験者のデータを用いるべきであるとの前提を示しつつも、胃腸不快感改善、睡眠改善、循環器領域等、一部疾患領域については、一定条件下で軽症者データを用いて健常者に対する効果とすることが可能である。</p> <p>以上により、機能性表示食品制度における科学的根拠を示す論文について、臨床試験のデータ範囲を海外と同等レベルに引き上げることを提案する。これにより、機能性食品産業の更なる発展及び国民の健康の維持・増進が期待される。</p> <p>具体的には以下のガイドライン P27 の修正を要望する。</p> <p>(1) 4 行目の末尾に以下の文言を追記 「また、健康の維持増進効果を説明するため、患者を対象として取得されたデータをエビデンスの一部として補助的に用いることも差し支えないが、患者を対象として取得されたデータのみで健康の維持・増進効果全体を説明してはならない。」</p> <p>(2) (2) 欄の「疾病がないと認められた者」の前に、「投薬治療等を受けておらず」を追記</p> <p>(3) 欄の「又は医療従事者等による食事指導若しくは運動指導等を受けている者」「いずれも」を削除</p>
提案主体	神奈川県・健康食品産業協議会

	所管省庁：消費者庁
制度の現状	食品表示法上、食品には医薬品を含まないと規定されており、機能性表示食品はあくまでも「食品」であることから、臨床試験の参加者の設定に当たっては、原則として、疾病に罹患していない者（未成年者、妊産婦、授乳婦は除く。）から選定することとなっています。
該当法令等	食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号） 機能性表示食品の届出等に関するガイドライン（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	機能性表示食品は、疾病に罹患していない者を対象に、健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものであることから、機能性表示食品の届出等に関するガイドライン（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）において、臨床試験の参加者及び研究レビューの対象となる臨床試験に係る対象者は、原則として疾病に罹患していない者としています。ただし、特定保健用食品の試験方法として記載された範囲内においては、軽症者が含まれたデータについても使用することが可能です。今後は、特定保健用食品で認められている範囲内であれば軽症者が含まれるデータも使用できることについて、周知を徹底していきたいと考えています。

区分（案）

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 28 年 11 月 1 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 11 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日
----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	国土交通省「i-Construction」施策推進に向けた電子納品のクラウド化
具体的内容	<p>【具体的内容】 国土交通省が規定する電子納品ガイドラインを改訂し、電子納品をクラウド上で可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】 国土交通省では、1996 年度から「CALS/EC」の取り組みを開始しており、組織間、事業段階間（調査、測量、設計、工事）で公共工事に関する情報の交換、共有、連携を図り、コスト縮減、品質確保、事業執行の効率化を目指している。以降、キーワードは、「情報化施工」「CIM」「i-Construction」と変遷しているが、IT 技術を活用して、社会インフラ情報を統合管理すること、事業の効率化・高度化を目的とする点は変わらないと考える。</p> <p>これらの流れのなかで、各業務成果の電子納品が 2001 年度より段階的に始まっている。しかしながら、IT 技術が日進月歩で進歩する一方、電子納品ガイドラインは、電子媒体（CD-R、DVD-R、BD-R）での納品が規定されており、クラウド上でのデータ交換が一般的な手段となっている昨今の手法には馴染まないと考えられる。</p> <p>また、今後、ドローン、MMS 等による調査・計測が盛んになることで、3D 点群、3D モデル、動画画像等の大容量データを電子媒体に格納することが困難になると予想される。</p> <p>そこで、IT 技術の本質的な活用や新技術の普及を見据え、電子納品のクラウド化を可能とすべきである。</p> <p>電子納品のクラウド化は、社会インフラ情報のオープンデータ化とも直結しており、その実現により各分野の先端企業を社会インフラの分野に呼び込む効果がある。</p> <p>社会インフラ産業の活発化が促されることで、品質向上やコスト縮減が得られれば、国民の社会インフラ施策への理解向上や信頼醸成にも寄与する。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>公共工事等における成果品は、「工事完成図書の電子納品等要領」および「電子納品運用ガイドライン」等において、電子媒体での納品が規定されています。</p> <p>情報通信技術の動向や成果品の容量の増加等を踏まえて、平成 28 年 3 月に DVD-R の標準化、BD-R の使用を認める改定を行ったところです。</p>
該当法令等	工事完成図書の電子納品等要領、電子納品運用ガイドライン 等
対応の分類	検討を予定
対応の概要	現在、電子媒体による電子納品を実施しているところですが、ご指摘のとおり、近年、クラウドが一般化してきていることから、インターネットを活用した電子納品の運用の可能性について、今後、検討して参ります。

区分(案)	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：2

受付日：平成 28 年 11 月 1 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 11 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日
----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	飛行禁止エリアにおける小型無人機の排除権限の民間開放
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>飛行禁止エリアを飛行する小型無人機を排除する権限について、当該施設の警備に従事する民間事業者（自前で警備に従事する施設管理者や施設管理者の付託を受けた警備事業者を想定）に対しても付与すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現在、小型無人機等飛行禁止法（国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律）第 9 条に基づき、飛行禁止エリアを飛行する小型無人機等を排除する権限は、警察官、皇宮護衛官、海上保安官などの官憲のみ認められている。</p> <p>飛行が禁止される対象施設の多くは警察官等の官憲が常駐し警備にあたっているが、広大な敷地を有する原子力事業所や、国際会議等で一時的に指定された対象施設の警備には一部民間警備会社が活用されている。</p> <p>小型無人機等により想定されるリスクの性質上、即応性が重要であるため、官憲のみに付与されている小型無人機等の排除権限について、対象施設の警備に従事する民間事業者まで拡大すべきである。</p> <p>要望の実現により、飛行禁止エリアを飛行する小型無人機の迅速な排除が可能になるとともに、今後対象施設が増加した場合にも適切に対応できると考えられる。</p> <p>また、小型無人機の悪用を抑止することで、健全な利活用の促進にもつながる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：警察庁
制度の現状	<p>警察官は、本法の規定に違反して小型無人機等の飛行を行っている者に対し、当該小型無人機等の飛行に係る機器を対象施設周辺地域の上空から退去させることその他の対象施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとることを命ずることができます。</p> <p>また、一定の場合には、対象施設に対する危険を未然に防止するためやむを得ないと認められる限度において、当該小型無人機等の飛行の妨害、機器の破損その他の必要な措置をとることができます。</p>
該当法令等	国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号）第 9 条
対応の分類	対応不可
対応の概要	本法第 9 条に規定する措置は、国民の権利や自由に制約を加えるものであり、警察官等に限って当該措置を行う権限を付与されているところ、本権限を施設の警備に従事する民間事業者に対して付与することは困難と考えられます。

区分(案)	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：3

受付日：平成 28 年 11 月 2 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 11 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日
----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	労務手続のワンストップサービス化
具体的内容	<p>労働保険（労災保険、雇用保険）と社会保険（健康保険・厚生年金保険）の申請手続きを一ヶ所にできるよう集約していただきたい。</p> <p>労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険を申請・手続きを行う際には、労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所へそれぞれ訪れる必要がある。現在、一部合同庁舎化を進めている地域もあるが、別々の住所にある場合が多い。各種保険（労働保険・社会保険）の申請手続き・届出がワンストップ化が進められた場合、申請者の時間・費用・労力の削減につながり、労働保険・社会保険の加入率向上に貢献できると考える。</p>
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁： 厚生労働省
制度の現状	<p>労働保険・社会保険の申請手続については、労働基準監督署、公共職業安定所及び年金事務所に出向くことなく届出ができるよう電子申請による受付を可能としています。</p> <p>また、全国の年金事務所では都道府県労働局と連携を行い、「社会保険・労働保険徴収事務センター」を各年金事務所内に設定していますので、年金事務所においても労働保険に関する届書の一部について受付が可能となっています。</p>
該当法令等	-
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	「制度の現状」欄に記載のとおりです。

区分(案)	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：4

受付日：平成 28 年 11 月 2 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 11 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日
----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	環境法令全般における、各定期報告の一元的な申請体制の構築
具体的内容	<p>現状は各省庁、又は各自治体と別々に報告書を提出しているが、事業所単位（事業者を主として）の申請サイトを構築することで、報告申請の簡素化と一元化を検討いただきたい。国、地方自治体側はそのサイトより、必要なデータを吸い取って活用、管理することが可能となる。</p> <p>環境法令（廃掃法、食品リサイクル法、省エネ法、地球温暖化対策法、改正フロン法など）に関わる定期報告書の提出先において、「廃掃法」「地球温暖化対策法」は各地方自治体へ、また、「省エネ法」「食品リサイクル法」「改正フロン法」は各省庁（国）への提出となっている。規制の種類は異なるものの、環境の観点から、関連した内容となる。国（省庁）と地方自治体の報告形態に差異もあり、重複した手間と誤解を招くケースもある。</p>
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁： 経済産業省、農林水産省、環境省
制度の現状	<p>廃棄物処理法においては、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、原則としてその産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあつては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称等を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならないとされ、管理票交付者は、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならないとされています。また、多量排出事業者は、産業廃棄物の減量等に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならないところ、当該計画の実施の状況について、都道府県知事に報告しなければならないとされています。</p> <p>食品リサイクル法においては、食品関連事業者であつて、その事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量が一定の要件に該当する、食品廃棄物等多量発生事業者について、毎年度、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況を主務大臣に報告しなければならないとされています。報告書の提出先については、主たる事務所（本社等）の所在地を管轄する地方農政局となっています。</p> <p>地球温暖化対策法は、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量の算定・国への報告を義務付け、国が報告されたデータを集計・公表しています。また、関連する制度として、地球環境条例等に基づき、地方公共団体が、域内の事業者に対して温室効果ガスの排出量やその抑制方策等を盛り込んだ計画書・報告書の策定と提出を求める制度を導入しています。</p> <p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 19 条第 1 項において、第一種特定製品の管理者は、毎年度、フロン類算定漏えい量等を事業所管大臣に報告することが義務づけられています。この報告に当たっては、フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第 9 条において、電子情報処理組織を使用することができる定められています。電子情報処理組織として、フロン法電子報告システムを運用しています。</p> <p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）では、工場等を設置している者のうち、その設置しているすべての工場等におけるエネルギーの年度の使用量が原油換算で 1,500 k l 以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者とし、特定事業者として指定し、毎年度、エネルギー使用量その他エネルギーの使用状況の報告を求めています。</p>
該当法令等	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 10 項</p> <p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 9 条、同法施行令第 7 条</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律第 26 条</p> <p>温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第 22 条の 2</p> <p>地方自治体における地球温暖化防止条例等</p> <p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 6 4 号）第 19 条第 1 項</p> <p>フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令（平成 26 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 2 号）第 9 条</p> <p>エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法） 第 5 条、第 7 条、第 14 条、第 15 条</p>
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>環境関連の各法律及び条例の趣旨・目的は異なり、それらに基づく各報告書の提出先についても、各法律及び条例の目的を達成するために適切な提出先の設定や情報管理等がなされているため、ご提案の実現は困難です。他方、関連した取組として、例えば、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律、フロン排出抑制法に基づく報告については、共通の電子報告システムを活用しており、共通の ID・パスワードを使用できるようにする等、可能なものは合理化しております。</p>

区分（案）	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：5

受付日：平成 28 年 11 月 4 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 11 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日
----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	発電事業登録・特定送配電事業登録における登録プロセスの簡略化・効率化
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>発電事業登録・特定送配電事業登録プロセスにおいて、一連のプロセスをより簡略化・効率化すべきである。</p> <p>具体的には、登録窓口を経済産業省（本省もしくは地方経済産業局、以下、「経産省」という）あるいは電力広域的運営推進機関（以下、「OCCTO」という）のどちらかに一本化したうえで、登録手続書類を減らすことで、登録プロセスを効率化すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現状、特定送配電事業・発電事業登録を申請する場合、以下の4段階のプロセスを経る必要がある。手続きの書類が多い上に、各書類の提出先窓口が異なることにより、効率的に登録プロセスを進めることができていない。</p> <p><登録プロセス></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. OCCTO への加入申込 2. 経産省への事業届出 3. OCCTO への通知 4. 経産省への加入届出 <p>実際、「登録の際に OCCTO から経産省の受領印付き事業届出書の提出依頼を受けたため、経産省側に問い合わせたところ、提出が不要となった」といった、両窓口間の連携不足を示す事例もある。</p> <p>現状のプロセスは過度に煩雑となっており、新規に参入する事業者に過大な事務負担が課されているため、手続きを合理化していただきたい。具体的には、経産省と OCCTO との間で必要な情報を共有することを前提に登録窓口をいずれかに一本化すべきである。手続書類についても、記載内容の重複を省くとともに、可能な限り1度にまとめて書類を提出できるよう簡素化していただきたい。</p> <p>本要望が実現すれば、市場に参入する事業者の事務負担が減り、自由化した電力事業の健全な発展に資する。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：経済産業省
制度の現状	<p>OCCTO は、電気事業者相互の協調に係る義務を効率的かつ実効的に行うことを目的として設立されており、電気事業法において、電気事業者の OCCTO への会員加入義務が定められております。</p> <p>また、電気事業者になるかどうかについては、法令において、要件が定められているため、審査が必要となっております。</p> <p>OCCTO が、電気事業者相互の協調に係る義務を効率的かつ実効的に行うためには、要件を満たした電気事業者が確実に加入することが要件となることから、次のようなプロセスにより、OCCTO、経産省双方により確認を行うとともに、書類についても都度、必要な書類提出を求めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. OCCTO への加入申込 2. 経産省への事業届出 3. OCCTO への通知 4. 経産省への加入届出
該当法令等	電気事業法 第 27 条の 13 第 1 項、第 27 条の 27 第 1 項、第 28 条の 11 第 2 項、第 3 項、第 4 項
対応の分類	検討を予定
対応の概要	<p>登録プロセスについては電気事業者の OCCTO への確実な加入を確認するために実施しているものであり、加入確認の実効性を担保するため電気事業法等で定められているところです。</p> <p>今後、法令趣旨である加入確認の実効性を担保しながら、事業者の事務負担の軽減をできないかなど手続の見直しを検討してまいります。</p>

区分(案)	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：6

受付日：平成 28 年 11 月 29 日

所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日

提案事項	入札制度について
具体的内容	<p>【具体的内容】 地方自治体の「競争入札参加資格申請」について、全国もしくは都道府県単位での一本化、申請書類及び添付書類の簡素化・統一化を図ること。 国、独立行政法人、特殊法人の「競争入札参加資格要件」を統一化すること。</p> <p>【提案理由】 「競争入札参加資格審査申請」については、近時「電子申請」にて申請を受理している地方自治体が増えているものの、依然、紙による申請手続きを要求しているところが多い。申請添付書類も統一性がなく、中には申請書類の提出に際し細部まで（書類の綴じ方、使用ファイルの色、等）指定する地方自治体もある。また、参加資格申請の公示の仕方・時期も地方自治体により異なる。この点が「競争入札参加資格申請」の事務手続きを煩雑化している大きな要因となっている。平成 27 年度の提案において、「地方自治法および同法施行法による規制はない」との回答が示されているが、手続きを簡素化・統一化することにより、「地方自治体」及び「民間事業者」双方の事務効率化の促進に繋がる。 独立行政法人、特殊法人においては、個別の競争入札参加資格要件を設定している場合があり、その提出書類も法人毎に異なり、民間事業者に過度な事務負担が生じている。</p>
提案主体	(公社)リース事業協会

	所管省庁：総務省
制度の現状	競争入札参加審査申請の手続きについては、地方自治法や地方自治法施行令で規定しているものではなく、各地方公共団体が必要に応じ適宜定めているものです。
該当法令等	-
対応の分類	事実誤認
対応の概要	地方自治法及び同法施行令による規制はありません。

区分(案)	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：7

受付日：平成 28 年 11 月 29 日

所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日

提案事項	銀行が保有する不動産の賃貸に係る要件緩和
具体的内容	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用不動産の賃貸等を行う場合、主要行向けの総合的な監督指針 V-3-2(4)において「その他の付随業務」の範疇にあたるかどうかの判断基準が示されており、「銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか」、「賃貸等の規模が当該不動産を利用して行われる固有業務の規模に比較して過大なものとなっていないこと」等の規制がある。 ・グループ共同店舗化を進めていくにあたり、基本的には中核となる銀行のスペースを他グループ会社に賃貸することとなるが、あくまで「正当に生じた余剰スペース」にとどまるため、能動的にスペースを生み出して他グループ会社を集約する(=賃貸する)ことはできない。 ・また、拠点によっては銀行ではなく、グループ会社が当該建物の多くを利用するケースも今後考えられるが、上記規制下においては引き続き大部分を銀行が利用せざるを得ない。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ間での不動産賃貸については、主要行向けの総合的な監督指針 V-3-2(4)にある、「正当に生じた余剰能力の活用に資すること」や「当該不動産における固有業務規模に比し過大でない」といった規制を緩和して頂きたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行グループのビジネスが多様化していく中、銀行保有不動産を実質的にグループ共有の資源として有効に活用することにより、銀行グループ経営の効率化を図ることが可能となる。これまでは「銀行が固有業務を行う中で正当に発生した余剰スペース」のみ、グループ会社への賃貸が可能であったが、例えば新築・増改築等により能動的にスペースを作りだし、近隣のグループ会社を集約(=賃貸)することが可能となれば、グループベースの資産効率化が更に図れるもの。 ・また、拠点によっては今後銀行業務を縮退させ、一方でグループ会社の業務を強化していくことも考えられるが、その際当該グループ会社が銀行保有不動産の大部分を活用することにより、グループとしての効率化・最適化が図れるもの。
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁：金融庁
制度の現状	銀行が保有する事業用不動産の賃貸については、その他の付随する業務(銀行法第 10 条第 2 項)として、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性等の一定の要件のもと、業務として行うことが可能となっております。
該当法令等	銀行法第 10 条第 2 項、主要行等向けの総合的な監督指針 3 2(4)
対応の分類	検討に着手
対応の概要	銀行が保有する事業用不動産をグループ会社に賃貸する場合について、銀行グループ全体の経営資源の有効活用、銀行の健全性確保の観点から銀行に他業禁止が課せられている趣旨等を踏まえ、検討を行います。

区分(案)	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：8

受付日：平成 28 年 11 月 29 日

所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日

提案事項	グループベースのシステム一括調達・施設共用
具体的内容	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行は、固有業務、付随業務および他業証券業務等以外の業務を営むことはできない(銀行法第 12 条)、その趣旨は、銀行が銀行業以外の業務を営むことによる異種のリスクの混入を阻止する等の点にある(主要行等向けの総合的な監督指針 -3-1(1))。 ・銀行が余剰能力の有効活用を目的として行う業務等が、銀行法第 10 条第 2 項の定める「その他の銀行業に付随する業務」の範疇にあるかどうかの判断では、「銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性」を考慮すべきものとされている(主要行等向けの総合的な監督指針 -3-2(4))。 ・情報システムに係るハードウェア/ソフトウェアの購入、開発・運用業務委託等の契約では、グループ内の需要を一括契約することでボリュームディスカウントを得られるが、グループ各社での利用を予め見込んで銀行が一括調達することは、「銀行が固有業務を遂行するなかで正当に生じた余剰能力の活用」(主要行等向けの総合的な監督指針 -3-2(4)) に該当するか必ずしも明らかでない。 ・加えて、銀行が保有するシステムセンター(データセンター、コマンドセンター等)施設・設備は、賃貸等による共同利用のコスト削減効果が多大であるにも関わらず、「事業用不動産」に属するため「当該不動産に対する経費支出が必要最低限の改装や修繕程度に留まること」(主要行等向けの総合的な監督指針 -3-2(4)(注 1)八)が要件となると理解されており、萎縮効果が生じている。 ・尚、銀行の子会社は、グループ会社に対するソフトウェアおよび附属機器の販売(銀行法施行規則第 17 条の 3 第 2 項第 18 号の 2)およびデータ処理(同項 18 号)を行うことができるが、管理体制や購買力の観点から機動性に限界がある。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ各社の明確なニーズに基づくシステム資産(商品・役務)の調達については、ボリュームディスカウントを得るためにグループ内で最も購買力のある銀行で一括調達し、グループ各社で利用することが、他業禁止に該当しないことを明らかにしていただきたい。 ・銀行が保有するシステムセンター施設・設備が余剰資産となった段階で、小規模に限りグループ内で賃貸等により有効活用することのみならず、グループベースのファシリティ計画に基づき、共同利用可能な施設・設備を一括して調達・建設のうえ賃貸等によりグループ各社に提供することが、他業禁止に該当しないことを明らかにしていただきたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ各社が個々にシステムセンター施設を建設・運営するよりもグループベースで集約して建設・運営した方が規模のメリットや共用スペースの削減等投資・経費圧縮が見込まれる。 ・また、システムセンターの利用は流動性が高く、利用状況に応じた持分の取得・売却を通じてグループ各社(利用者)で共同保有するよりも、グループ中核会社である銀行が単独で保有し、グループ各社(利用者)に提供(賃貸)するほうが実効性が高い。 ・これまで、銀行が保有するシステムセンター施設のグループ企業による利用が、小規模な余剰スペースの提供に限定されるとの解釈から、新規施設の建設に際して既存グループ施設の集約等を織り込んだ効率的な資産活用を計画することが制限されてきた側面がある。 ・グループベースでシステム一括調達および施設共用を行なうことは、既に銀行子会社には認められている範囲の業務であり、銀行業務とのリスクの同質性を典型的に認めることに支障はない。
提案主体	都銀懇話会
制度の現状	<p>所管省庁：金融庁</p> <p>銀行は、固有業務、付随業務および他業証券業務等を行うことができます。 「その他の付随業務」については、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性等の一定の要件のもと、業務として行うことが可能となっております。(主要行等向けの総合的な監督指針 - 3 - 2)</p>
該当法令等	銀行法第 10 条、第 11 条 主要行等向けの総合的な監督指針 - 3 - 2
対応の分類	現行制度下で対応可能、検討に着手

提案内容に対する所管省庁の回答

対応の概要	<p>ご提案のシステム資産の一括調達、銀行がシステム資産の販売や売買の媒介を行うことを前提とする場合には、他業禁止の趣旨から、銀行が行うことは困難です。</p> <p>他方、銀行がシステム資産をグループ各社に賃貸することを前提とする場合など上記以外の場合については、銀行グループにおける余剰資産の有効活用やグループ経営の効率化の観点等も踏まえ、「その他の付随業務」に該当するか否かを個別に判断することが適当と考えております。</p> <p>また、銀行が保有する事業用不動産をグループ会社に賃貸する場合については、銀行グループ全体の経営資源の有効活用、銀行の健全性確保の観点から銀行に他業禁止が課せられている趣旨等を踏まえ、検討を行います。</p>
-------	---

区分(案)	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：9

受付日：平成 28 年 11 月 29 日

所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日

提案事項	銀行系リース会社による不動産オペレーティングリースの解禁
具体的内容	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行法上、銀行グループに属するリース会社が行う不動産リース業務について、特段制限は設けられていないが、監督指針において、「不動産を対象としたリース契約に当たっては、融資と同様の形態(いわゆるファイナンスリース)に限る」とこととされている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行グループに属するリース会社による不動産オペレーティングリースの解禁。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本規定は、他業禁止の観点から同指針の後段の「一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務」を禁止する趣旨と理解されるものの、オペレーティングリースが必ずしも一般向け不動産業務に該当するとは限らないため、他業リスクを排除しつつ、不動産オペレーティングリースを取組むことは可能と思われる。 不動産有効活用等のお客様のニーズに対応し、不動産マーケットの活性化に寄与する観点から、前段の規定の削除をご検討頂きたい。
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁：金融庁
制度の現状	銀行グループに属するリース会社が行う不動産を対象としたリース契約については、リース形態をとって一般不動産事業を行うなどの他業禁止規定の潜脱を防ぐために、融資と同様の形態(いわゆるファイナンスリース)に限って認められております。
該当法令等	主要行等向けの総合的な監督指針 3 3 1(2)
対応の分類	検討に着手
対応の概要	銀行グループの属するリース会社が不動産を対象としたオペレーティング・リースを営むことについては、銀行に対する他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行の健全性確保の観点から検討を行います。

区分(案)	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号:10

受付日：平成 28 年 11 月 29 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	銀行グループへの IFRS の任意適用の解禁
具体的内容	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の銀行法の下では、銀行及び銀行持株会社の IFRS 適用は不可 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行及び銀行持株会社が一般事業法人同様に IFRS の任意適用を検討できるよう、銀行法施行規則別紙様式の改定を要望するもの。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2010 年 3 月期より IFRS 任意適用が可能とされ、平成 28 年 6 月現在、IFRS 適用済会社数 75 社、IFRS 適用決定会社数 39 社の計 114 社が任意適用を実施。一方、銀行及び銀行持株会社では銀行法において IFRS の任意適用が許容されていない。 実際の IFRS の任意適用にあたっては、各銀行グループにおいて任意適用による各種の銀行法の適用関係の影響調査などが必要であるが、現状は、銀行法上任意適用そのものが許容されていないため、制度の前提が確認できずそうした検討もできない状況であり、まずは IFRS の任意適用の許容と各種銀行法の規定との関係整理などの制度整備をお願い致したい。
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁：金融庁
制度の現状	銀行法施行規則の別紙様式並びに自己資本比率規制をはじめとする銀行及び銀行持株会社に対する各種規制は、銀行及び銀行持株会社が日本基準に基づき連結財務諸表を作成することを前提としており、IFRS 任意適用を前提としたものとはなっていません。
該当法令等	銀行法施行規則別紙様式第 5 号、第 5 号の 2、第 11 号、第 12 号 等
対応の分類	検討を予定
対応の概要	銀行及び銀行持株会社が IFRS を任意適用した場合の開示・報告・各種規制について、必要な改正等の検討を行います。IFRS 任意適用の促進に資するよう、これらの制度整備に向けて取り組んでまいります。

区分(案)	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号:11

受付日：平成 28 年 11 月 29 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	銀行単体に対する自己資本比率規制、開示規制の免除
具体的内容	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の銀行法の下では、すべての銀行に対して単体自己資本比率規制を課している。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 連結財務諸表を作成している銀行又は連結財務諸表を作成する銀行持株会社の子銀行は単体の自己資本比率規制や開示規制を免除することを要望するもの。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> バーゼル規制の基本理念に基づけば、連結ベースが規制対象であり、(子)銀行単体に対しては規制を求めず、開示義務も課していない。一方、本邦においては、(子)銀行単体についても規制及び開示義務が課されており、諸外国対比負担が大きい。 グローバルに活動する金融グループを巡る国際的な議論では、持株会社を中心とした金融グループ全体としての健全性を、持株会社の所在する母国当局が責任をもって監督していくべきとの流れもあるなか、改めて我が国における健全性規制の在り方について再検討を要望するもの。 IFRSの任意適用の検討にあたっては、会計基準間差異があり、時価の範囲等が異なる財務諸表に基づき、規制されることにより、連結と単体で二重に異なる規制が入り、行内管理が複雑化することに加え、リスクアセットを二重に計算する必要があり、IFRSの任意適用検討開始の阻害要因となっている。
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁：金融庁
制度の現状	持株・連結・単体すべての段階で、自己資本比率規制及び開示規制を課しております。
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> 銀行法施行規則第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 19 号）等 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成 26 年金融庁告示第 7 号）等
対応の分類	検討に着手
対応の概要	<p>自己資本比率規制については、銀行のリスクに応じた自己資本の最低基準を定める目的から、引き続き、単体の自己資本比率規制は重要と考えます。</p> <p>また、開示規制については、情報開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めるという趣旨を踏まえ、平成 30 年 3 月から実施予定の国際合意を踏まえた改正の際に、主要項目以外の項目については、単体での開示を緩和する方向で検討します。</p>

区分(案)	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号:12

受付日：平成 28 年 11 月 29 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	貿易金融に係る信用リスク・アセット額の計測方法に関する規制緩和
具体的内容	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセット(以下、RWA)額の算定にあたって、マチュリティは算式の構成要素 ・原則、一年に満たない取引は一年として計測する規定となっているものの、短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務等については、例外として上述の一年の下限(以下、フロア)を適用しないもの ・フロアの適用外となる取引が貿易関連偶発債務(LC発行、LCコンファメーション)に限定されており、LCフォーフエーティングはじめ、その他のLC関連取引については一年未満の取引についても一年として測定 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の「短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務」を「短期かつ流動性の高い貿易関連取引」に改定し、偶発債務に限定しない内容に変更 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本邦規制とバーゼル銀行監督委員会の見解が異なり、邦銀は(欧米を中心とする)外国銀行対比過大なRWAを計測している可能性があるため
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁：金融庁
制度の現状	<p>現行の告示では、RWA計算にあたり、マチュリティには原則として1年のフロアが適用されます。ただし、例外規定が158条3項に設けられており、貿易関連与信においては、「短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務」()が当該フロアの適用対象外とされています。</p> <p>「短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務」とは、「船荷により担保された商業信用状の発行又は確認によるもの」を指す旨、告示78条に規定されています。</p>
該当法令等	金融庁告示第19号 第158条3項の三
対応の分類	検討を予定
対応の概要	現在、信用リスクに関して、バーゼル規制自体の見直しが国際的に行われているため、今後公表される最終合意及び貿易関連取引の実態を踏まえ、検討します。

区分(案)

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号:13

受付日：平成 28 年 11 月 30 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	法定調書に係るデータを所轄税務署宛て提出する際の事務手続の簡素化
具体的内容	<p>・現在、所得税法上、法定調書は、書面により所轄の税務署に提出することを原則としているが、法定調書の種類ごとに基準年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が、1000枚以上である場合は、インターネットを利用したe-Tax（国税電子申告・納税システム）を使用して提出する方法又は光ディスク等（CD・DVDなど）により提出する方法が認められている。この様な現状を踏まえ、以下の要望事項についてご検討をいただきたい。</p> <p><(1)e-Tax（国税電子申告・納税システム）による作成・提出対象となる法定調書の範囲の拡大></p> <p>・現在、e-Tax（国税電子申告・納税システム）・e-Taxソフト（WEB版）において、給与所得者の法定調書等の特定の調書については、合計5000枚かつ10MBを上限としてCSVファイルの送付が認められているが、生命保険関係の支払調書はその対象に含まれていない。また、仮に生命保険関係の支払調書が対象に含まれた場合でも、業務の特性上、一度に多量のデータを送付する必要があるため、送付可能なデータ容量の上限を超えてしまう可能性がある。</p> <p>・よって、データ提出に係る効率性の観点より、生命保険関係の支払調書を当該システムの対象に加えるとともに、一度に送信できるデータ容量の上限を拡大いただきたい。</p> <p><(2)法定調書に係るデータの提出方法の選択肢の拡大></p> <p>・現在、光ディスク等（CD・DVDなど）により提出する場合、担当者が所管の税務署に直接持ち込む、または郵送する等の対応を行っており、データ提出に係る効率性が損なわれている。</p> <p>・よって、現在の持ち込みや郵送の方法に加えて、たとえば、国税庁と事業者間に専用回線を開設する等、事業者が法定調書に係るデータの送受信をより効率的に行う方法についてご検討をいただきたい。</p> <p>・これらの要望の実現によって、より安全かつ効率的な法定調書に係るデータの提出が可能となる。また、『日本再興戦略2016』にて、GDP600兆円の実現に向けて取り組むべき課題のひとつとして掲げられている「生産性革命」にも通ずるものとする。</p>
提案主体	(一社)生命保険協会
	所管省庁：財務省
制度の現状	<p>・所得税法上、各法定調書については、書面により所轄の税務署に提出することを原則としておりますが、法定調書の種類ごとに基準年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が、1000枚以上である場合又は所轄税務署の承認を受けた場合においては、書面での提出に代えてe-Tax又は光ディスク等により提出する方法が認められております。</p> <p>・生命保険関係の支払調書を含むすべての法定調書について、e-Taxを利用して提出することは可能です。</p> <p>・e-Taxを利用して提出するためには、e-Taxで送信可能な形式（XML形式）にて作成する必要があり、e-Taxで送信可能な形式にてデータを作成するためのツールとして、e-Taxソフト（WEB版）及びe-Taxソフト（通常版）を提供しています。</p> <p>・e-Taxソフト（WEB版）においては、給与所得の源泉徴収票等6種類の調書について、合計5,000枚かつ10MBを上限として、「法定資料を光ディスク及び磁気ディスクにより提出する場合の標準規格等の制定について（法令解釈通達）」に定められたCSVファイルを読み込むことにより、自動的にe-Taxで送信可能な形式へと変換し送付する機能の提供を行っているところです。</p> <p>なお、ご指摘のとおり、生命保険関係の支払調書については、当該機能には対応しておりません。</p> <p>・一方、e-Taxソフト（通常版）においては、生命保険関係の支払調書を含む全ての法定調書を対象としており、当該ソフトを利用していただくことにより、全ての法定調書について電子的な送信が可能となっております。</p>
該当法令等	所得税法第228条の4、所得税法施行規則第97条の4、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第5条
対応の分類	(1)対応不可 (2)事実誤認

提案内容に対する所管省庁の回答

対応の概要	<p>(1) e-Taxソフト(WE B版)による作成・提出対象となる法定調書の範囲の拡大について ご提案の内容については、多量のデータを一度に受信するために、e-Tax受信サーバの増強等、多額の投資が必要となります。</p> <p>また、e-Taxソフト(WE B版)については、システム開発を行うに当たっての費用対効果を考慮し、多くの事業者の方が利用する給与所得の源泉徴収票等の6調書を対象としている点につきご理解願います。</p> <p>(2) 法定調書に係るデータの提出方法の選択肢の拡大について 生命保険関係の支払調書を含め、全ての法定調書について、書面や光ディスク(CD・DVDなど)の持込・郵送のほか、e-Taxにより提出することができます。</p> <p>e-Taxを利用していただくことで、安全かつ効率的なデータ提出が可能であり、生命保険会社を含む一部の金融機関においても、e-Taxを利用して法定調書を提出していただいております。</p> <p>是非、e-Taxのご利用をご検討ください。</p>
-------	--

区分(案)	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：14

受付日：平成 28 年 11 月 30 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の書式・フォームの統一
具体的内容	<p>・各自治体から送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書については、それぞれ書式・フォームが異なっている（課税明細書については、地方税法施行規則第 14 条で様式が定められているが、各自治体の裁量により、変更されている）。</p> <p>・民間事業者は、毎年 4 月から 6 月にかけて全国から集中して送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書を確認し、期限までに納税している。しかしながら、各自治体から送付される納税通知書・課税明細書の書式・フォームが統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大なる手間と時間を費やしており、特に、全国に大量の不動産資産を保有する民間事業者の負荷が大きい。</p> <p>・そこで、固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の書式・フォームの統一を要望する。</p> <p>・要望の実現により、事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。</p> <p>・なお、「規制改革に関する第 4 次答申」において、「条例等における具体的な規制内容が地方自治体によって異なる場合に、自治体を跨いだ広域的な活動を行っている企業等にとって、経済効率性の観点から阻害要因になっているものもあるとの指摘がある。また、国として、地方自治体における条例等に基づく規制を把握し、地方自治体による規制内容の差異の合理性や経済活動への支障について検証を行った上で、問題がある場合は必要な対応をとるべきであるとの指摘がある。したがって、地方分権を尊重しつつ、地方における規制改革を推進するための国としての対応について結論を得るべく、引き続き検討する。」として、事業者目線での行政手続きの簡素化が掲げられている。民間事業者の事務効率化・コスト削減を図る観点から、固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の書式・フォームを統一すべきである。</p>
提案主体	(一社)生命保険協会

	所管省庁：総務省
制度の現状	<p>納税通知書は、記載すべき事項（賦課の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額等）については、地方税法に規定されている（第 1 条第 1 項第 6 号）ところですが、様式（書式・フォーム）については、法令に規定しているものではありません。</p> <p>また、課税明細書については、記載すべき事項（土地の場合：所在、地番、地目、地積及び当該年度の固定資産に係る価格。家屋の場合：所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び当該年度の固定資産に係る価格。）について地方税法に規定され（第 364 条第 3 項）、地方税法施行規則にその様式が規定されています（第 25 号の 2 様式）が、「この様式は、市町村の必要に応じ、適宜補正することができる」とこととされています。</p>
該当法令等	地方税法第 1 条第 1 項第 6 号、第 364 条第 3 項 地方税法施行規則第 14 条、様式第 25 号の 2
対応の分類	その他
対応の概要	<p>納税通知書に記載すべき事項や課税明細書の様式については、それぞれ法令に規定されているところですが、市町村は大都市から町村まで様々であるため、それぞれの地域の実情に沿った対応が可能となるよう、その書式については、各市町村の判断により適宜定めることができることとしているところです。</p> <p>一方で、ご要望の趣旨である「民間事業者の事務効率化・コスト削減」は重要な観点であると認識しており、こうした点を総合的に勘案しつつ、書式のあり方について検討して参りたいと考えています。</p>

区分（案）	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号:15

受付日：平成 28 年 11 月 30 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の書式・フォームの統一
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治体から送付される住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）については、それぞれ書式・フォームが異なっている（地方税法施行規則第 2 条で様式が定められているが、各自治体の裁量により、変更されている）。 ・民間事業者は、毎年 5 月頃、全国から集中して送付される住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）を確認し、納期限までに納税している。しかしながら、各自治体から送付される特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の書式・フォームが統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大なる手間と時間を費やしており、特に、全国各地に大量の従業員が勤務し、定期的に転勤を繰り返している民間事業者の負荷は大きい。 ・そこで、住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の書式・フォームの統一を要望する。 ・要望の実現により、事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。 ・なお、「規制改革に関する第 4 次答申」において、「条例等における具体的な規制内容が地方自治体によって異なる場合に、自治体を跨いだ広域的な活動を行っている企業等にとって、経済効率性の観点から阻害要因になっているものもあるとの指摘がある。また、国として、地方自治体における条例等に基づく規制を把握し、地方自治体による規制内容の差異の合理性や経済活動への支障について検証を行った上で、問題がある場合は必要な対応をとるべきであるとの指摘がある。したがって、地方分権を尊重しつつ、地方における規制改革を推進するための国としての対応について結論を得るべく、引き続き検討する。」として、事業者目線での行政手続きの簡素化が掲げられている。民間事業者の事務効率化・コスト削減を図る観点から、住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の書式・フォームを統一すべきである。
提案主体	(一社)生命保険協会

所管省庁：総務省

制度の現状	特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）については、地方税法の改正により、平成 28 年度の個人住民税から電子署名付きの電子データの送付（「正本」の送付）が可能となったところであり、一般社団法人地方税電子化協議会において、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）「正本」電子化に係る改修に併せて、同通知の eLTAX（地方税ポータルシステム）統一フォーマットの策定を行ったところです。
該当法令等	地方税法第 3 2 1 条の 4 第 8 項
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の「正本」の電子化については、各市区町村の税務システムにおいても改修を行う必要があるため、平成 28 年 7 月 15 日付け総税市第 65 号「個人住民税における特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子化推進について（通知）」により、早急な対応を求めているところです。

区分(案)

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：16

受付日：平成 28 年 11 月 30 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	IOT における 900MHz 周波数帯のオープン化幅拡大
具体的内容	現在、官民挙げての IOT を活用したイノベーション戦略が立案されています。そのインフラと期待されるのが無線通信インフラです。そうした中でアメリカを中心に ISM バンドとして「902MHz～928MHz」という長距離通信を行える技術特性を持つ無線周波数帯がオープン化され、Wi-Fi と同様に誰もが使えるように規制当局（米 FCC）により制度化されています。本年 1 月には、オープン無線技術として広く世界に普及する Wi-Fi もこの規格に準拠することを表明しており、オープンな無線通信インフラ上での IOT によるイノベーションがアメリカでは実現しつつあります。この課題は、我が国ではリッチな通信環境が複数存在する人口密集大都市部ではなく、人口減少に苦しむ地方でより深刻です。我が国において、米国と同等の条件で IOT イノベーションを実現できる環境整備を提案するとともに、この環境整備が IOT によるイノベーションにおいて、大都市部と地方部との格差をもたらすことを防ぐためにご検討をお願いいたします
提案主体	株式会社愛媛 CATV・オープンワイヤレスプラットフォーム合同会社・慶應義塾大学 SFC 研究所プラットフォームデザインラボ

	所管省庁： 総務省
制度の現状	<p>現在、周波数割当計画において 902MHz から 928MHz までの周波数は、900MHz から 915MHz までを携帯電話用等の移動業務に、915MHz から 930MHz までを小電力業務用等の移動業務に分配しています。それぞれのシステムは、技術基準を定めて制度化しており、特に小電力業務用については、一定の技術基準を満たした無線設備であれば免許不要で容易に利用可能となっています。</p> <p>なお、ISM バンドは国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則において、通信を除く電磁エネルギーを使用する産業科学医療用（ISM）等に使用するものと定められています。無線通信規則では世界を 3 つの地域に分けており、902MHz から 928MHz までの周波数は米国等（第二地域）で ISM バンドとされていますが、日本が属する第三地域では ISM バンドとされておりません。</p>
該当法令等	周波数割当計画、電波法施行規則、無線設備規則等
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	国内における周波数の使用状況として、900MHz から 915MHz までの周波数は、現に携帯電話システムの無線局に使用されており、他の無線システムへの周波数の割当ては困難ですが、915MHz から 930MHz までの周波数は、既に免許不要の無線システムが導入されており、一定の技術基準を満たすことにより、IoT を含む様々な用途に誰もが使用することが可能な周波数帯として使用されています。

区分（案）	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号:17

受付日：平成 28 年 11 月 30 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	ふるさと融資の連帯保証における民間金融機関の範囲拡大
具体的内容	一般財団法人地域総合整備財団が実施している地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）は、地方公共団体が民間金融機関等と共同して地域振興に資する民間投資を支援するために行う設備資金に係る長期無利子貸出で、民間金融機関の連帯保証が必要されているが、信用組合は連帯保証金融機関の範囲に含まれていない。よって、この制度における連帯保証金融機関の範囲に信用組合が含まれるよう、その範囲拡大を要望するものです。
提案主体	(一社)全国信用組合中央協会

	所管省庁： 総務省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）は、地方公共団体が事業者に無利子資金の貸付を行うことで、事業者の金利負担を地方公共団体が負担するものです。不測の事態が発生した場合にも、貸付団体の行財政運営への影響を防ぐ趣旨で、債権の保全及び回収の確保のために、「地域総合整備資金貸付要綱」において地方公共団体は、「民間金融機関等確実な保証人の連帯保証を徴するものとする」と定めています。 ・ふるさと融資は最長 15 年の貸付制度のため、連帯保証先の信用格付けも投資適格並みの信用力を期待しており、ふるさと融資手引きおよび Q & A で想定している保証金融機関は、銀行、信託銀行、信金中央金庫、信用金庫、農林中央金庫、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫としています。
該当法令等	-
対応の分類	検討に着手
対応の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ご提案を受け、信用組合も連帯保証機関の範囲に含めることとし、その際、系統中央機関と併せて連帯保証をしていただくことを想定しています。 ・実施時期は、平成 28 年度の案件受付が既に終了していることから、平成 29 年 4 月からとします。

区分(案)	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：18

受付日：平成 28 年 12 月 2 日

所管省庁への検討要請日：平成 29 年 1 月 16 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日

提案事項	浄化槽保守点検費用と法定検査費用の一本化
具体的内容	民間指定業者が浄化槽の保守点検をし、県が浄化槽の法定検査をし、それぞれが費用を持ち主に請求している。指定業者がしっかりと保守点検をしていれば、改めて所有者に対し、法定検査をする必要はないのではないか。法定検査は浄化槽の保守点検と維持管理がきちんとできているかどうかを見るためのものなので、個人の浄化槽所有者ではなく、民間の指定業者を検査、指導すればよいのではないかと考える。費用の請求も二か所からきて、二重取りの感じがするので、一本化したほうが良いと考える。国民にとってわかりやすく納得のいく仕組みにできるように法改正をお願いしたい。
提案主体	日本行政書士会連合会

	所管省庁：環境省
制度の現状	<p>浄化槽の保守点検は、浄化槽が所期の性能を安定して発揮するために、浄化槽の点検、調整又はこれらにともなう修理をする作業のことで、浄化槽管理者（浄化槽の所有者、占有者その他の者が当該浄化槽の管理について権原を有するもの）の義務として定められています。もっともその実施に当たっては、環境省令で定める技術上の基準に従って行う必要があるため、専門的な知識・技術を有する事業者に委託することができます。委託先の事業者は、条例により保守点検業者の登録制度が定められている場合は当該登録事業者、定められていない場合は浄化槽管理士になります。</p> <p>浄化槽の法定検査（定期検査）は、保守点検も含めた浄化槽の維持管理が適切に行われているかを確認するため浄化槽管理者が受けることが義務付けされている検査です。検査を行うのは都道府県知事から指定を受けた指定検査機関です。</p>
該当法令等	浄化槽法第 8 条、浄化槽法第 10 条第 1 項及び第 3 項、浄化槽法第 11 条、浄化槽法第 48 条、浄化槽法第 57 条、環境省関係浄化槽法施行規則第 2 条
対応の分類	その他
対応の概要	浄化槽の保守点検と法定検査は、制度としての性質や目的が異なります。保守点検と法定検査の一括契約など、効果的・効率的な浄化槽の維持管理に向けた施策の推進に努めてまいります。

区分（案）	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

本会議関連

番号：1

受付日：平成 28 年 11 月 24 日

所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日

提案事項	民泊サービス（戸建住宅等を活用した宿泊サービスの提供）における消防法の取扱いについて
具体的内容	<p>【提案目的】 訪日観光客が増加し、宿泊施設の不足が課題となる中、伝統的な日本家屋を改修した宿泊施設が観光客から人気を集めている。 一方、全国各地では、空き家が増加し、生活環境、防災、防犯の観点から問題となっている。 現在、国では規制改革実施計画（H28.6.2閣議決定）において、民泊サービスを推進するため、平成28年度中に法案を提出することとされ、検討されているところである。 このため、戸建住宅を民泊サービスに提供する場合は、消防法の取扱いを戸建住宅と同様の規制とし、空き家の戸建住宅の宿泊施設への利用を拡大することにより、宿泊施設不足の解消や、空き家の有効活用を促進する。</p> <p>【提案内容】 民泊サービスに関する新法においては、次の想定事例に該当し、戸建住宅を民泊サービスに提供する場合は、消防法の規制を戸建住宅と同様の規制にすること。 （１）想定事例 １．宿泊施設の利用形態が家族や友人などの特定の１グループ ２．１０人以下など少人数への１棟貸 ３．住宅の規模が２階以下かつ３００平方メートル未満 （２）消防法の取扱い 上記（１）の想定事例に係る戸建住宅については、家主居住型、家主不在型に関わらず住宅とみなして宿泊施設として利用できるようにすること。具体的には、消防法上、ホテル・旅館に係る次の規制を戸建住宅と同じ規制にすること。 １．誘導灯・誘導標識 ２．自動火災報知設備 ３．防災設備の使用 ４．消火器具</p> <p>【懸念される課題】 本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本家屋の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えている。民泊サービスは住宅を活用した宿泊サービスの提供であることから、既存のホテル・旅館と同様の消防法の規制とした場合、古民家などの空き家が持つ魅力の低減や修繕による事業者負担につながり、民泊サービスの提供が進まないおそれがある。</p> <p>【民間事業者のニーズ】 戸建住宅を活用した宿泊施設を運営する事業者、不動産業者等へヒアリング調査を行った結果、消防法の規制を緩和する本県提案に賛同し、次の要望をいただいている。 （例）現行制度では、画一的な規制により物件の持ち味が失われることもあるため、規制を緩和してもらいたい、など。</p>
提案主体	広島県
所管省庁	総務省、厚生労働省、国土交通省
制度の現状	消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防災物品の使用が求められているところです。
該当法令等	消防法第8条の3、第17条 消防法施行令第4条の3、第7条、第10条、第21条、第26条
対応の分類	検討に着手

提案内容に対する所管省庁の回答

対応の概要	<p>民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成 27 年 11 月末に共同で立ち上げた有識者会議『「民泊サービス」のあり方に関する検討会』において、関係省庁（国土交通省住宅局・消防庁・警察庁）も加え、幅広い観点から検討し、平成 28 年 6 月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。</p> <p>また、消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防災物品の使用が求められています。戸建住宅を民泊サービスに提供する場合には、例えば、施設の事情に不案内な不特定多数の人が宿泊することにより慣れない火気使用設備を用いることによる出火のおそれが高まるなど、戸建住宅と比べて火災危険性が高まることが想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防災物品の使用を行っていただく必要があると考えています。</p> <p>ただし、消防用設備等の設置が必要な場合であっても、消防署長等が火災予防上支障がないと認めた場合には、当該設備等の全部又は一部を設置しないこととする等の取り扱いが可能であり、例えば民宿等に設置される誘導灯及び誘導標識については「民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について」（平成 19 年消防予第 17 号）で上記取り扱いの具体的な要件等が示されています。</p>
-------	---

区分（案）	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

本会議関連

番号：2

受付日：平成 28 年 11 月 25 日

所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 6 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日

提案事項	きめ細かい輸配送網を提供する為の新規出店台数規制の撤廃
具体的内容	<p>【具体的内容】 貨物自動車運送事業における営業所新規出店時の認可基準を見直し、最低車輛台数の規制を撤廃すべきである。</p> <p>【提案理由】 貨物自動車運送事業法に係る通達において、営業所の新規出店については、認可車輛の台数 5 台以上が条件とされている。 このような認可車輛台数の規制は、許可を受ける事業者の体力等が判断基準と解釈できる。 一方で、過疎地等では顧客に対しきめ細かいサービスを提供するために、当該規制台数以下の出店を行うことが望ましい場面も存在する。</p> <p>頭書の通り、認可基準の本旨に沿った見直しを行い、最低車輛台数に係る規制を撤廃すべきである。 結果、顧客により身近で、きめ細かいサービスを、より迅速に提供することが可能となり、国民の利便性向上に資することができると思われる。</p>
提案主体	ヤマトホールディングス株式会社

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業を行う場合、基本的には営業所毎に配置する事業用自動車の数を 5 両以上とする必要があります。
該当法令等	貨物自動車運送事業法
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>営業所を新規出店する場合など事業計画の変更の際の認可基準として、営業所毎に必要な最低保有車両台数を定めておりますが、これは安全の確保のための自主管理体制を維持するために必要な事業規模として、その台数を五両以上としているものです。</p> <p>なお、貨物軽自動車運送事業については最低車両台数の制限はなく、1 両から事業を行うことができることとなっております。</p>

区分(案)

提案内容に対する所管省庁の回答

本会議関連

番号：3

受付日：平成 28 年 11 月 25 日

所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 6 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日

提案事項	旅客と貨物混載運送を可能とする制度の新設に向けて
具体的内容	<p>【具体的内容】 旅客と貨物を同一の車輛で運ぶことのできる制度を新設すべきである。</p> <p>【提案理由】 道路運送事業法上、業として人と貨物を同一の車輛で運送することは、いわゆる乗合バス等に代表される一般乗合旅客自動車運送事業者が少量の貨物を運送する場合に限り認められている。その為、貨物事業者とバス会社が、協定を締結することにより、制限重量 350kg を基準として客貨混載が実現している。（当該基準を超える場合は、個別具体）</p> <p>しかし、当該規定に基づく客貨混載は、あくまで過疎地域等の乗合バスの既存路線維持に視点が寄るものであり、当該地域外における新規のサービス提供又は、貨物事業者としてのサービス提供維持の視点に欠けるものである。</p> <p>頭書の通り、旅客・貨物の両運送行為を総合的に取扱可能となることで、両業界におけるドライバーの担い手不足に対応可能となる。 又、両事業者における採算ラインが下がり、過疎地に拘らず都市部もサービスの創出が可能となる。 結果、人口減少に起因する両運送サービスに係る空白地帯の解消に寄与し、当該地域住民の福利が増進されるものとする。</p>
提案主体	ヤマトホールディングス株式会社

所管省庁：国土交通省

制度の現状	道路運送法において、一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができるとされております。
該当法令等	道路運送法
対応の分類	その他
対応の概要	<p>一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができるとされており、地域については過疎地域等の限定はなされておられません。</p> <p>また、コミュニティバスなどを用いた自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送については、個別の許可等に基づいて行うことができます。</p> <p>その他の貨客混載の形態や都市部でのサービスにつきましては、具体的なニーズがございましたら個別に検討していきたいと考えております。</p>

区分(案)

提案内容に対する所管省庁の回答

本会議関連

番号：4

受付日：平成 28 年 11 月 28 日

所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 6 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日

提案事項	イベント民泊ガイドラインの見直しについて
具体的内容	<p>平成 27 年規制改革実施計画によって、イベント時の一時的な宿泊需要の増加に対応するためのイベント民泊は、旅館業法の適用外である旨が明確にされた。しかしながら、平成 28 年 4 月 1 日付で厚生労働省・観光庁から出されたイベント民泊ガイドラインでは、様々な制限や煩雑な手続きが求められており、イベント民泊実施に当たっての大きな障害となっており、改善が望まれる。具体的には以下のとおりである。</p> <p>(1)同一施設で年間複数回のイベント民泊の禁止 同一地域で大規模なイベントが年に複数回開催されることがあるが、イベント民泊ガイドラインでは、同一施設で年 2 回以上イベント民泊を実施することを禁止している。宿泊施設が不足するイベントが複数存在していたとしても、事実上、どれか一つでしかイベント民泊を実施することができず、イベント民泊の普及につながらない。そのため、同一施設であっても、宿泊施設が不足する場合には、年間複数回のイベント民泊を可能とすべきである。</p> <p>(2)宿泊者の入れ替わり禁止 イベントの中には、数週間から数か月に渡って開催されるものもあるが、イベントの開催期間が長期になれば、当然宿泊者が入れ替わることが想定される。しかし、イベント民泊ガイドラインでは宿泊者の入れ替わりが禁止されており、一度誰かが宿泊した施設には、イベント開催中であっても他の人は宿泊することができない。このため、事実上イベント開催期間の最初しかイベント民泊ができないこととなり、宿泊施設の不足という課題解決につながらない。そのため、イベント期間中であれば、宿泊者の入れ替わりを可能とすべきである。</p> <p>(3)その他実施が望ましいとされる事項 イベント民泊ガイドラインでは、自宅提供者への研修、宿泊者の本人確認、記録の保存、保険への加入などを実施することが望ましいとされている。これらは、いずれも望ましいものとして書かれており、義務とはされていないが、実際の運用上は、イベント民泊ガイドラインに記載があることを根拠に、自治体から上記のような取組を求められることがある。イベント民泊は、旅館業法の適用外であり、法的な制限を受けるものではない以上、行政が干渉することは法的根拠が不明確である。このような事項については、本来は不必要であると考えるが、仮に記載するとしても、これらの事項は義務ではなく、実施しなくても何ら問題がない旨を強調すべきである。</p>
提案主体	ヤフー株式会社

	所管省庁：厚生労働省、国土交通省
制度の現状	<p>「反復継続」して有償で宿泊サービスを提供する場合は、「業」に当たり、旅館業法に基づく許可が必要です。</p> <p>年 1 回（2～3 日程度）のイベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いものについては、「反復継続」するものではなく、「業」に当たらないという考え方を平成 27 年 7 月 1 日の事務連絡でお示しました。この場合は、旅館業法上の許可を要しません。</p>
該当法令等	旅館業法第 3 条第 1 項
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>「反復継続」して有償で宿泊サービスを提供する場合は、反復継続して不特定多数の宿泊者が宿泊することによる感染症等のリスクが発生するなど、公衆衛生上の観点から旅館業法に基づく許可制としていますので、反復継続して実施される場合については、営業許可を取得していただきたいと考えています。</p> <p>なお、従前は、客室延床面積が 33㎡以上なければ簡易宿所の許可を受けられなかったところですが、本年 4 月、旅館業法上の簡易宿所営業の営業許可基準の緩和を行い、宿泊者数が 10 人未満の場合は、客室面積が、1 人当たり 3.3㎡に宿泊者数を乗じて得た面積以上あれば許可を受けられることとしています。</p> <p>また、イベント民泊ガイドラインにおいて、望ましいとされている事項についても、義務ではないことも含めて、各地方自治体において判断されているものと考えます。</p>

区分(案)

提案内容に対する所管省庁の回答

本会議関連

番号：5

受付日：平成 28 年 11 月 30 日

所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 6 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 1 月 31 日

提案事項	第二種運転免許取得資格の緩和
具体的内容	<p>【提案理由、内容】</p> <p>労働人口の減少に伴い、バス、タクシーなど旅客運送事業者は、年々、運転手が減少しており、将来の事業継続が困難になることが予想されます。</p> <p>公共交通機関として社会的責任を果たすには、労働力の確保が最重要課題であり、その解決策のひとつとして、第二種運転免許の取得資格の緩和を以下の通り提案します。</p> <p>【取得資格の緩和】</p> <p>年齢 21 歳 19 歳 への引き下げ 経験 3 年 1 年 への引き下げ</p> <p>【安全面の確保】</p> <p>現在のバス、タクシーはカーナビゲーション、GPS-AVM システム、自動日報、デジタルタコグラフ、ドライブレコーダーなど、ICT 技術やテレマティクスの活用により、リアルタイムの運行及び安全管理が可能となっています。また、様々な運転情報データにより、個人別の管理やフィードバック及び指導を行うことで安全面の強化を図っています。これらのことから、年齢や経験年数を引き下げても、安全面の劣化は十分防止できるものと考えます。</p> <p>【期待できる効果】</p> <p>年齢や経験年数を引き下げ、ICT 技術等を活用することにより、新卒を含む若年層、及び主婦層などを中心とした女性を労働力として確保できると考えます。</p> <p>従来の労働力である中高年男性に加え、新しい層の労働力を確保することで、安定的な輸送力の提供が可能となります。</p>
提案主体	民間企業

	所管省庁：警察庁
制度の現状	<p>牽引第二種免許以外の第二種免許の運転免許試験については、21 歳以上の者で、大型免許、中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して 3 年以上のものでなければ、受けることができません。</p> <p>また、牽引第二種免許の運転免許試験については、21 歳以上の者で、大型免許、中型免許、普通免許又は大型特殊免許及び牽引免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して 3 年以上のものでなければ、受けることができません。</p>
該当法令等	道路交通法第 86 条、第 88 条及び第 96 条
対応の分類	検討に着手
対応の概要	<p>御提案は、第二種免許の受験資格の緩和に関するものですが、規制改革会議において平成 28 年 5 月に取りまとめられた答申に基づき平成 28 年 6 月に閣議決定された規制改革実施計画において、日本商工会議所等からの要望に対応するため普通第二種免許の受験資格の緩和について検討することとされています。これを受けて、警察庁として採り得る施策について、検討を開始したところです。</p> <p>これまで、運転免許制度の見直しの検討に当たっては、あらかじめ、調査研究等を実施し、施策を実施した場合の安全性の検証を行い、交通工学等の知見を有する有識者の検討を受けて報告書がまとめられてきました。その上で、関係事業者や被害者遺族の方等から必要な意見を伺い、更なる検討を経て、既存の制度の見直しを行うかの結論を得ているところです。</p> <p>平成 28 年度は、平成 29 年度に実施を予定する調査研究の準備のほか、 外国の運転免許制度のより詳しい調査 事故実態の調査 等を行っており、上記答申・計画も踏まえつつ、鋭意、必要な調査・検討を行ってまいります。</p>

区分（案）